

**令和6年度さいたま市
市民参加による魅力発信情報誌
制作等業務プロポーザル実施要綱**

本件への参加に際しては、必ずこの「令和6年度さいたま市市民参加による魅力発信情報誌制作等業務プロポーザル実施要綱（以下、「実施要綱」という。）」をお読みください。また、次の事項にご留意ください。

- (1) 提案者は、本書及びその他交付資料等を熟読し、遵守してください。
- (2) 本件の手続きに係る一切の経費は、提案者の負担とします。
- (3) 提出された書類は、返却しません。

業務主管課（問合せ先及び提出先）	
担当	さいたま市 都市戦略本部 都市経営戦略部 シティセールス担当
所在地	さいたま市浦和区常盤6-4-4 (さいたま市役所5階)
TEL	048-829-1034
メールアドレス	toshi-keiei@city.saitama.lg.jp

1 業務の目的及び概要

「令和6年度さいたま市市民参加による魅力発信情報誌制作等業務要求水準書」(以下、「要求水準書」という。)を参照してください。

2 業務の実施

本業務は、公募型プロポーザル方式により受託者を選定し、実施します。

なお、実施内容については、要求水準書及び企画提案書に基づき、市と最優秀提案者の協議の上、必要に応じ調整を行い、契約内容として決定します。

3 スケジュール

契約締結までの事務手続きのスケジュールは、別表1のとおりです。

4 参加資格

この企画提案に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たし、かつ、参加申込み及び参加資格の確認を受けなければなりません。

(1) 本告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(業務委託)に、業務「製作等」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本業務に係る告示の日から企画提案書提出期限日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

5 説明会

(1) 本件にかかる説明会は、開催しません。

(2) 本件の内容に関する質問がある場合については、**8 質問・回答**を参照してください。

6 資料及び交付方法

(1) 交付資料

ア 実施要綱

イ 要求水準書

ウ 提出書類各種様式（様式1～8）

(2) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロードできます。

【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【プロポーザル方式】→【令和6年度さいたま市市民参加による魅力発信情報誌制作等業務企画提案の募集について】

(3) その他

ア (1)ア～ウの資料は、本件以外で使用することはできません。

イ さいたま市契約規則及びさいたま市業務委託契約基準約款は、さいたま市ホームページにてご確認ください。

(ア) さいたま市契約規則

【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【契約関係規程集】→【共通】→【共通（規程集）】→【さいたま市例規集】

(イ) さいたま市業務委託契約基準約款

【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【契約関係規程集】→【契約約款】→【契約約款（規程集）】

7 参加申込手続き

企画提案に参加を希望する方は、次の事項に留意してお申し込みください。なお、提出書類について、市から説明を求める場合があります。

(1) 提出書類

- ・「別表2 各種様式」で示す「様式1 参加申込兼資格確認申請書」
- ・「別表2 各種様式」で示す「様式2 誓約書」

<参加申込受付場所>

さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部シティセールス担当（さいたま市役所5階）

(2) 申込関係書類提出期限

令和6年4月15日（月）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 申込関係書類提出方法

持参（郵送及び電子メール不可）

(4) 参加申込兼資格確認申請書等の不受理

明らかに資格がないと認められるときは、参加申込兼資格確認申請書等を受理しません。

(5) 参加資格確認結果通知書（様式3）の交付

参加申込み及び参加資格確認の申請を行った方に、参加資格確認終了後、令和6年

4月17日（水）を目途に、郵送します。

(6) 参加資格の確認審査後の取り扱い

参加資格の確認審査の結果、参加資格を有する旨の通知を受けた参加者が、企画提案書提出時において、「4 参加資格」に定める参加資格要件のいずれかを満たさない場合又は提出書類に虚偽の記載をした場合には、事業者選定委員会への参加は認めません。

(7) 参加申込兼資格確認申請書等の取り扱い

ア 市は、提出された参加申込兼資格確認申請書等を、参加資格の確認審査以外に参加者に無断で使用しません。

イ 提出された参加申込兼資格確認申請書等は返却しません。

ウ 提出された参加申込兼資格確認申請書等の変更、差し替え又は再提出は認めません。

8 質問及び回答

(1) 受付期限

令和6年4月15日（月）

(2) 質問方法

質問の受付は、電子メールのみとします。質問の際は、「別表2 各種様式」で示す「様式4 質問書」を用いてください。また、電子メールの件名は「令和6年度さいたま市市民参加による魅力発信情報誌制作等業務に関する質問」としてください。なお、市は、質問の到達確認の問い合わせに対応します。

(3) 質問の提出先

さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部シティセールス担当

メールアドレス：toshi-keiei@city.saitama.lg.jp

(4) 質問に対する回答

質問の内容及び回答は、令和6年4月17日（水）を目途に、電子メールで全参加者あて（参加申込兼資格確認申請書に記載された電子メールアドレス）に送信します。なお、質問者及び参加者の名称は非公開とします。質問の回答の内容は、要求水準書等関係書類の補足、追加又は修正とみなします。

9 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書の内容

要求水準書を参照のうえ、「別表3 企画提案書一覧」および「別表4 企画提案内容及び審査の視点」に記載されている提案内容を含む提案書を提出してください。

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出書類 「別表3 企画提案書一覧」を参照してください。

- イ 提出方法 持参（郵送及び電子メール不可）
- ウ 提出期間 令和6年4月18日（木）～令和6年5月8日（水）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）
- エ 提出場所 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部シティセールス担当
（さいたま市役所5階）

(3) 企画提案書の知的財産権

- ア 企画提案書の知的財産権は、参加者が有します。
- イ 参加者は、企画提案書類が第三者の有する知的財産権を侵害するものではないことを市に対して保証すること。
- ウ 参加者は、企画提案書類が第三者の有する知的財産権を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、参加者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずること。

(4) その他

- ア 書類提出後の変更、差し替え又は再提出は認めません。
- イ 提出された企画提案書等は返却しません。
- ウ 企画提案書の内容に関し、市から事業者に質問又は確認書類の提出を求める場合があります。

10 事業者選定委員会の実施

企画提案書を補完するため、下記のとおり事業者選定委員会を開催します。提出した企画提案書類等は、事前に事業者選定委員会の委員に配布します。

(1) 実施日

令和6年5月17日（金）

※説明時間は15分、質疑は10分を想定しています。なお、時間、場所等の詳細については、参加資格確認結果通知書に記載します。

(2) 実施方法

ア 参加人数

3名以内とします。

※業務の一部再委託を予定している場合、再委託先の関係者の同席も可能です。

イ 説明方法

提出した企画提案書類のうち、特に強調したい項目や補足が必要な項目に絞って説明してください。持ち込める資料は、事前に提出していただいた企画提案書類のみです。当日の資料等の追加配布及び資料映像の映写はできません。

ウ その他

通知した集合時間までに会場に来なかった参加申込者は、原則として本委員会に参加できません。

11 評価・契約

(1) 評価方法

企画提案書の内容及び提案に関する質問への回答について、「別表4 企画提案内容及び審査の視点」に基づき、事業者選定委員会が評価を行います。

(2) 結果の通知

郵送と電子メールにて、各参加者あて（参加申込兼資格確認申請書に記載された住所、電子メールアドレス）に送付します。

(3) 最優秀提案者の選定方法

事業者選定委員会を開催し、以下の手順により最優秀提案者を決定します。ただし、選定対象者が1者のみとなった場合であっても事業者選定委員会を開催し、本市の求める必須条件（参加資格、仕様項目の充足度等）をすべて満たしていると選定委員会が総合的に判断できたとき、その者を最優秀提案者とします。

ア 事業者選定委員会委員の各評価点の合計が最も高い参加者を、最優秀提案者として決定します。

イ アによる最高得点者の数が2者以上の場合、アの評価点のうち、別表4に掲げる提案項目「2 冊子の編集、デザイン・レイアウト」及び「3 市民参加に関すること」の合計点で、最高点を得た提案者を最優秀提案者として決定します。

ウ イによる最高得点者が2者以上の場合は、見積額の最も低い提案者を、最優秀提案者として決定します。

エ ウによる選定でも最優秀提案者が決まらない場合は、委員長が決定します。

オ 上記のいずれかにより最優秀提案者が決定した後、当該事業者から辞退の申し出があった場合は、次に点数の高い事業者を最優秀提案者として決定します。以降同様の方法により、決定します。

(4) 契約締結

選定した最優秀提案者と市が協議し、本業務に係る仕様を確定させた上で、地方自治法第167条の2第1項第2号による随意契約を締結します。仕様書の確定は、提案された内容が基本となりますが、採用となった提案について、市との協議により必要に応じて内容を変更した上で、契約を締結する場合があります。

12 企画提案の辞退

参加申込関係書類の提出後、本業務の企画提案への参加を辞退する場合は、次のとおり申し出てください。また、企画提案書等の提出から契約締結までの間に参加資格を満たさなくなった場合にも、同様とします。なお、申し出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しません。

(1) 提出期限

令和6年5月8日（水）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 提出方法

持参（郵送不可）

(3) 提出書類

「別表2 各種様式」で示す「様式8 参加辞退届」

(4) 提出場所

さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部シティセールス担当（さいたま市役所5階）

13 予定事業費

本事業において、市が負担する費用は4,999,500円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内を想定しています。

14 その他

- (1) 提案参加者は、本書及びその他参加に関する書類を熟読し、遵守してください。
- (2) 企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とします。
- (3) 提案する企画は1提案者につき、1つとします。
- (4) 企画提案において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (5) 企画提案書類について虚偽の記載、その他不正な行為又は不誠実な行為を行った場合は、失格となること及びその他の措置を講ずることがあります。
- (6) 提出された応募書類は、企画提案の選定以外に無断で使用しません。ただし、公平性、透明性を期するため、さいたま市情報公開条例等の関連規定に基づき公開することがあります。

別表1 プロポーザル実施スケジュール

項目		日程
(1)	公募開始	令和6年3月28日(木)
(2)	参加申込兼資格確認申請書の受付締め切り	令和6年4月15日(月)
(3)	質問書の受付締め切り	令和6年4月15日(月)
(4)	参加資格確認結果通知の発送	令和6年4月17日(水)(発送日)
(5)	質問に対する回答	令和6年4月17日(水)
(6)	企画提案書等の提出期間	令和6年4月18日(木)～5月8日(水)
(7)	事業者選定委員会の開催	令和6年5月17日(金)
(8)	事業者選定委員会の結果の通知	令和6年5月21日(火)(発送予定日)
(9)	契約締結	令和6年6月3日(月)(予定日)

別表2 各種様式

様式番号	様式名
様式1	参加申込兼資格確認申請書
様式2	誓約書
様式3	参加資格確認結果通知書
様式4	質問書
様式5	企画提案書
様式6	業務実施体制
様式7	業務実績
様式8	参加辞退届

別表3 企画提案書一覧

書類名		提出部数	提出期限
①	企画提案書（様式5）	1部	令和6年 5月8日（水）
②	表紙・目次（任意書式）	8部 正本1部 副本7部 （複写可）	
③	業務実施体制（様式6）		
④	業務実施スケジュール（任意書式）		
⑤	台割り・見本（任意書式）		
⑥	市民参加企画に関する提案（任意書式）		
⑦	要求水準書に定めるところ以外の新たな提案（任意書式）		
⑧	見積書（任意書式）		
⑨	事業費の内訳（任意書式）		
⑩	業務実績（様式7）		
<p>・企画提案書は1部ごとに②から⑩までの書類を順番に並べ、左穴2ヵ所を開け、クリップで留めて提出すること。</p> <p>・「書類名」ごとにインデックスを付すこと。</p> <p>・①～⑨の書類全てにおいて、書類中に企業名、企業ロゴ等を記載しないこと。</p> <p>・⑩の業務実績も8部提出すること。</p>			

別表4 企画提案内容及び審査の視点

	提案項目	審査の視点	配点	小計
1	業務実績・業務実施体制・スケジュール	・本業務と同種又は類似の業務実績、その他の業務実績は十分にあるか	5	15
		・確実に業務を実施できる体制となっているか	5	
		・スケジュールは具体的で、各工程が無理なく実施できるものとなっているか	5	
2	冊子の編集、デザイン・レイアウト	・本業務の目的を理解し、要求水準書に沿った提案となっているか	15	65
		・ターゲット（20～40代の女性）を意識した提案となっているか	15	
		・行政が発行する冊子のイメージから離れた、手に取って見たくなるデザイン・レイアウトとなっているか	20	
		・文字が見やすく図やイラスト、写真などが効果的に使われているか	15	
3	市民参加に関すること	・市民ライターが市の隠れた魅力発掘及び既存の魅力をブラッシュアップするための必要な知識やスキルを引き出す企画になっているか	15	70
		・魅力の掘り起こしから記事が完成するまでの、専門家による市民ライターの育成・支援は十分かつ効果的な体制となっているか	20	
		・市民ライターの募集方法はターゲットを意識した効果的な方法となっているか	15	
		・市民ライターのモチベーションを向上させる創意工夫があるか	10	
		・昨年度までの市民ライターを活用した、市の魅力発信に資する有意義な提案がなされているか	10	
4	広報・周知に関すること	・Instagramを活用した魅力的なPRの提案があるか	15	30
		・提案者のノウハウやネットワークを用いた効果的な広報・周知を提案するものになっているか	15	

5	要求水準書に定めるところ以外の新たな提案	・事業への有意義な新たな提案があるか	20	20
合計			200	